

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ: 金融業界における不良債権の債務相殺に係る税務優遇政策

2022 年初に発表された政府業務報告において、不良資産の処理加速が初めて財政金融システム改革を推進す るための政府部門の重要業務の一つとして明示されました。このような背景のもと、財政部および国家税務総局 は、2022年9月30日に「銀行金融機関および金融資産管理会社による不良債権の債務相殺に関する税務政策に 関する公告」(財政部および税務総局公告 2022 年第 31 号)を公布しました。銀行業金融機関、金融資産管理会 社(以下、「不良債権処分機関」といいます) は、債務担保付の不動産を処分する際、増値税の計算において差額 課税方式を選択することができ、また、債務担保付の不動産または債務担保付の資産の取得また譲渡に係る印紙 税および契税が免除されます。

1. 要点整理

金融機関の不良資産処理と債務再編における多くのトピックを整理します。

Item 具体説明 留意点

適用対象

適用される不良債権処理機関の対象者には、銀行業金 実務上には、国家金融総局が直接管理する 融機関と金融資産管理会社が含まれます。銀行業金融 5 つの国家金融資産管理会社に加え、地方 機関とは、主に商業銀行、農村協同組合銀行、農村信 資産管理会社も不良債権処理における主 用組合、村鎮銀行、農村資本共済組合、政策銀行など 要な市場参加者ですが、地方資産管理会社 を指します。

が通達31号の適用対象となるかどうかに ついては、さらなる明確化が必要です。

適用条件

不良債権処理機関が、人民法院の判決または仲裁機関 金融資産運用会社の相殺対象の不動産・資 の仲裁を経た債務者の不動産及びその他の資産を受け 産は、不良債権の発生源を考慮する必要が 入れ、処分する場合に適用されます。このうち、金融 あります。当該不良債権が信託、保険、小 資産管理会社の債務相殺用不動産及びその他の資産 ロローン会社、 保証会社、 不良債権処理機 は、銀行業金融機関からの不良債権の受け入れに関わ 関などの機関に取得する場合、または金融 る不動産とその他の資産に限定されます。

処理機構が債務者の資産を受け取る方法には、①債務 されます。 者資産に関する合意、②債務者資産に関する裁判・仲 裁裁定(注:訴訟・仲裁手続における和解は、債務者 資産に関する合意を参照して処理されます)の2つが あります。したがって、31号通達の規定を適用できる のは、上記②の方法のみです。

資産運用会社が債務再編などにより取得 《銀行の債務相殺用資産管理弁法》により、不良債権した債権である場合は、適用範囲から除外

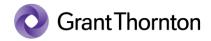
適用税種

増値税 (VAT)

一般納税者が負債担保付の不動産を処分する際に、取 譲受人の税務状況や不動産の購入価格(税 得時の負債担保付の不動産の価額を控除した価格およ 抜)にも影響を与える可能性があります。 び簿外費用の合計額に基づいて、9%の税率で増値税を 計算・納付する方法(すなわち差額課税方式)を選択 することができます。また、負債担保付不動産の価額 の部分については、購入者に増値税専用発票を発行する増値税専用発票の発行のみが認められ ることできません。

印紙税:免税 契税:免税

差額課税の適用を選択するには、不動産の 差別課税方式の適用を選択した場合、差別 課税方式をしない場合と比較すると、一般 納税者である譲渡先が、増値税の差額に係 るため、債務担保付不動産の購入価格(税 込)が変更されないことを前提として、譲 渡先の将来控除または還付可能な仮払増 値税が減少します。その結果、債務担保付 不動産の取得価額(税抜)が増加する可能 性があります。このような場合、譲渡先か ら譲渡価格の調整が求められる可能性が あり、不良債権処理機関はこのような潜在 的な影響を考慮する必要があります。



2. 税務上の影響

不良債権処理機関の税負担が軽減されます。

債務者が資産の処分プロセスという観点から見ると、一般的には、二つの Step があります。

Step1:不良債権処理機関が債務者から債務相殺用資産を受け取ります;

Step2:不良債権処理機関が債務相殺用資産を譲受人に売却します。

一般的には、債務者は、経営状態が著しく悪化し、倒産寸前まで追い込まれており、相殺によって発生する税負担を負わないため、不良債権処理機関は、Step 1 (債務相殺用資産を受け入れ)で債務者が負担すべき税を負担しなければならないことが多く、不良債権処理機関の負担が増大するおそれがあります。

また、債務者の異常な経営状態により、不良債権処理機関が、Step1 における債務者の増値税納付行動について、債務者が発行した 増値税専用発票を入手できない可能性があるため、不良債権処理機関は、Step2 において、Step1 における仮払増値税を控除することができず、不良債権処理機関の負担になります。

増値税の差額課税方式、印紙税と契税の免税では、不良債権処理機関による負債資産(特に不動産)の処理に 関連する負担が削減されることができます。

お見逃しなく!

不良債権の処理に携わる当事者は、31 号の影響を十分に考慮し、債務に対して受領・処分される資産に関する方針の適用期間について事前にコスト計算を行い、合理的な価格設定、納税義務、税務処理、増値税専用発票の発行方法を決定し、専門家の力を借りてスムーズに進むことをお勧めします。